

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について

三 木 太 郎

はじめに

中国正史各倭（倭国・倭人）伝の入門書として、和田清・石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』（岩波文庫、昭二六第一刷）の果たした役割は大きい。

しかし、邪馬台国研究の進展にともない、各倭伝そのものの研究も深化している。かつて筆者も『魏略』『太平御覧』所引『魏志』『魏志』の史料系統についてふれてきた⁽¹⁾。したがって、その成果をふまえて、右書の見解を修正していききたい。なお、石原道博『訳註中国正史日本伝』（国書刊行会、昭五〇）も右書の説を再説しているので、あわせてその対象とする。

△註▽

(1) 拙稿『太平御覧』所引『魏志倭国伝』について（『日本歴史』三四九）同「再び太平御覧所引魏志の史料系統について」（『渡辺三男博士古稀記念論集』掲載予定）。

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について（三木）

一 問題の所在

岩波本『魏志』(以下A)、『訳註中国正史日本伝』(以下B)の二書は、『後漢書』(南朝宋、范曄撰)から『隋書』(唐、魏徵撰)までの九史について次のように述べられる(以下、再出書名は括弧を付さない)。

(1)わが国の伝を述べるものとして、後漢書から隋書までの九史が注目されるが、その成立の順序は、必ずしも王朝の時代順と一致しない。

(2)九史を概観すると、(イ)『三国志』と後漢書、(ロ)『宋書』と『南齊書』、(ハ)『晋書』、『梁書』と隋書、(ニ)『南史』と『北史』の四グループにまとめられる。これをつづめると、(一)三国志(後漢書)のグループ、(二)宋書(南齊書)のグループ、(三)隋書(晋書・梁書)のグループとなる。

(3)(イ)隋書は宋書・南齊書をうけつぎ、これに新史料をくわえたもの。(ロ)南史・北史は宋書・梁書・隋書をおそい、新史実はなく史料価値にとぼしい。

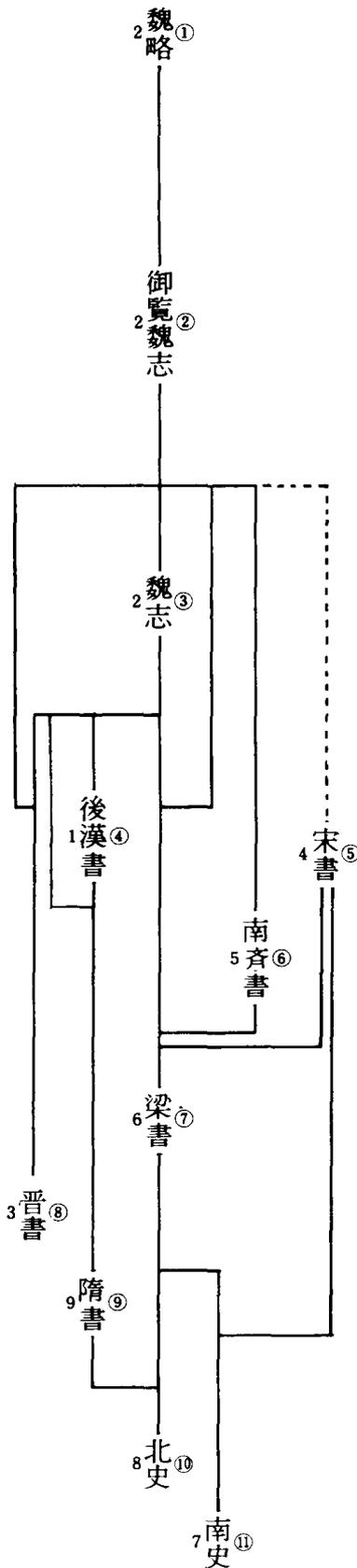
しかしこの説明は、かなり疑問が多い。

(1)についてはそのとおりだが、成立順序を示されないのは、不親切ではなからうか。

(2)四グループの設定は、基準が示されていないので、なぜそのように分けられるのか不明であり、また、そのように分けることがどのような意味をもつのかも分からない。

(3)九史の影響関係は、(イ)(ロ)にとどまるものではない。また、(ロ)のように、新史実がないということが史料価値をおとしめるというのも、評価としてはきびしすぎる。むしろ、史料の採択態度が問題にされるべきではなからうか。

いま、成立順序を推定すると、魏志、後漢書、宋書、南齊書、梁書、晋書、隋書、北史、南史の順となる。それに、魏略、御覽魏志を加えて、一一史の本末関係を示すと、



となる（右肩番号は成立順序、左肩番号は王朝の順序を示す）。

- ①魏略は②御覽魏志に影響し、②は③魏志・⑤宋書（推定）・⑥南齊書・⑦梁書・⑧晋書に影響し、③は④後漢書・⑦⑧・⑨隋書に影響し、④は⑨に、⑤は⑦・⑪南史に、⑥は⑦に、⑦は⑩北史・⑪に影響している。⑧は後史に影響せず、⑨は⑩に影響している。

この結論は、かなり細かい操作からえられたものであるから、以下、その論証過程を各倭伝の若干の解説とともに述べておきたい。

二 各倭伝の成立事情

①魏略倭伝

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について（三木）

本書は宋槧本『太平御覽』（宮内庁書陵部蔵、但し版は文久木活版の由、北条文彦氏より教示）に引用されたものを用いたが、この文は二カ条七四六字からなる。

本書が我が国で初めて研究紹介されたのは昭和五年、末松保和「太平御覽に引かれた倭国に関する魏志の文に就て」（『青丘学叢』一）に於てであった。末松氏の要旨は、三品彰英『邪馬台国研究総覧』によると、

- (1) 太平御覽魏志には要約や節略がある。
- (2) 部分的には現行魏志より原形に近い。
- (3) 現行本とは系統を異にする別本。

ということ、これらは実は重要な指摘であったが、末松氏の実証的根拠が十分でなかったために反対意見に隠され、今日までその意義の認められることがすくなかった。

しかし、本書の内容を逐一①魏略・③魏志と対照させた結果、

(1) 節略はあるが要約は少ない。

(2) 現行魏志よりも多く魏略の影響を残し、かつ具体的な記述もあるので、現行魏志の抽象的表現を理解する重要な手がかりとなる。

(3) 本書の史料的位置は、単なる現行魏志の別本というものではなく、「原魏志」ともいべき草稿本と考えられる。したがって、魏略・魏志と本書との関係は、①—②—③の順序となる。

本書を前史（①魏略）と比較すると、八一項目中（細分九〇項目）細分三四項目が該当項目となるが、そのうち一項目（二節①参照）は同一表現、類似表現は八項目、推定は八項目におよんでいる。

影響関係を速断できない七項目（一六、二〇、三三、四四、五三、五七、六八）は、魏略逸文が引用の際に変形されたことを思わせる。

その他初出五六項目は①に当該項目がなく、その典拠は不明だが、かなり①に負うところが大きかったであろうと思われる。

③魏志倭人伝

三国志六五卷は西晋の陳寿（二三二―一九七）の撰にかかる。本書の成立年代の詳細は不明。構成は魏志三〇卷（帝紀四卷、列伝二六卷）、蜀志一五卷、呉志二〇巻で、表、書を欠く。魏志だけに帝紀が編整されていることは、魏朝を三国の正当な王朝と見なしたことを意味する。現行本魏志は、南朝宋の裴松之（三七二―四五二）が中書侍郎の時、武帝の勅命を受けて注を施したものであり、正史中良書としての評価が高いが、伝の内容については疑問視する向もある。

魏志倭人伝とは、いうまでもなく俗称であり、正しくは三国志魏書卷三〇・東夷伝・倭人条のことである。

本書倭人伝の史料系統については、詳しいことは分らないが、前述したように、②に基づき、完成時に魏朝の記録などで修正を試みたものであろう。

③を前史（①②）および後史（④後漢書、⑤宋書、⑥南齊書、⑦梁書、⑧晋書、⑨隋書、⑩北史、⑪南史）と比較すると、対応上一三三項目（細分一三七項目）に分けられる。

前史との本末関係を見ると、②に由来すると思われる項目は細分五四項目（全体的判断から修正すると五八項目）となる。内訳は、

したがって、③―④の本末関係を軸として成稿されたことは疑いないとして、問題になるのは初出一三項目（二、四、五、六、九、五、五、八、八、三、三、三、三、三）の内容である。

知られているように、うち二項目（五、二三）は明らかに③に拠ったものではない。おそらく官府の記録や先行地誌に基づいたであろうが、その典拠は不明である。（三三については、三国志「呉書」巻第二・呉主孫権伝に類似の記事がある）ただ五の典拠が言われるような魏略でないことは、①との比較において明瞭である。

残る一一項目は③に拠るものとしてもかなり内容を異にしているので、編者の認識ならびにその編纂態度、内容は十分に吟味される必要がある。かつて三品彰英は後漢書を評して次の主旨の事を述べている。⁽³⁾

(1) 後漢書は主として魏略・魏志に基づく。

(2) 後漢書は魏志の研究書としての価値をもつ。

(3) おおむね史料的价值は魏志におとるが、すぐれている個所もある。

(1)の魏略参考説の成立しがたいことはすでに述べた。(2)については、後漢書が魏志をおそいながら全文にわたってその表現をかえ、構文そのものも自由に組み直していることによつて、その研究書性格というか、独自性をうかがうことはできるが、しかしその自由な解釈も、諸史料との比較によつて得られたものではなく、編者の恣意的判断に拠るところが多いので、本伝を高く評価することは危険であるといえる。(3)の見解は(2)の評価ともつながるが、先述の一項目（五）を除いては、十分に注意して援用する必要がある。

たとえば「自女王国東度海千余里、至拘（又は狗）奴国……」（四）の場合、③に女王の支配圏の南と記す狗奴国の位置を、東千余里の地に恣意に動かしてしまっている。この根拠が①などにはないことは、現存魏略逸文に該当項目が

存し内容が異なることによって明らかである。

また「……自武帝滅朝鮮、使(賦)通於漢者三十許国」(五、六)も興味深い記事だが、魏代に於て通交した三十国がすでに前漢代からひとしくその通交を開始していたというのは、明らかに誤りである。

奴国を「倭国之極南界」(五三)と位置づけているのも、すでに三宅米吉が指摘しているように二つの奴国を混同した編者の錯誤である。このごろ、この記事に注目してのさまざまな見解があるが、いずれも④の史料系統、史料価値を吟味しての説ではない。

「国多女子」(九三)、「桓靈間、倭国大乱」(二〇三)は、すでに石原氏も指摘されているように(B)、編者の誤った造作、改削であつて、史料価値はひくい。それどころか、二〇三は史実を枉げることになって危険でもある。⁽⁴⁾

⑤宋書倭国伝

宋書一〇〇巻は南朝梁の沈約(四四一〜五一三)の撰にかかる。本書の成立は南朝齊の武帝の永明六年(四八八)で、構成は帝紀一〇巻、志三〇巻、列伝六〇巻。

宋書倭国伝はいうまでもなく俗称であり、正しくは同書卷九七・夷蛮伝・倭国条のことである。その史料系統については確かなことは分らない。

本伝を前史(①②③④)・後史と比較すると、対応上二〇項目(細分二一項目)に分けられるが、②と一致する一項目(一)を除いては、二項目(二、五)が不明であり、残る七八項目は前史にない初出内容である(二、二六、二七、三六、三九、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五三)。

したがって、②との一致はあるいは偶然とも思われるが、一、二の項目は、すくなくとも構文上前史と共通してい

るので、そのいずれかが参考にされたことは疑いない。そうであれば、可能性として②をあげるのが妥当であろう。二の「大海中」の表現は、①②④と共通し、③とはやや違いを見せていることも、②を参考にしたとの推定を、わずかに保証しているようでもある。

いずれにしても、本伝は魏代の歴史にはほとんど関心がなく、宋代の歴史―倭の五王との交渉に重点を置いている。

⑥南齊書倭国伝

南齊書五九卷は南朝梁の蕭子顯（四八九―五三七）の撰にかかる。成立年代の詳細は不明。

南齊書倭国伝は、正しくは同書卷五八・東南夷伝・倭国条のことである。

本伝の史料系統については、宋書のグループとする石原道博氏の見解があるが（A B）、両書の間には本末関係の認められないことは後述のとおりである。

本伝の内容を前史（①②③④⑤）・後史と対応させると、該当項目は四項目となる。うち一項目（一）は②・⑤と一致する。このどちらと関係するかこれだけでは弁別しがたいが、次の「在帶方東南大海島中」（二）の一文は⑤と照應せず、②の表現に近いので、それと関連すると思われる。さらに「漢末以来立女王、土俗已見前史」（二三）に該当する二、三世紀の状況は、⑤にはまったく記されていないことも、②との関連を思わせる。

この推定に誤りがなければ、倭国（一）の記載は②に基づいたと見てよいであろう。

初出の一項目（二五）は、南齊の官府の記録に拠ったのであろう。

⑦梁書倭伝

中国正史倭（倭国・倭人）伝の史料系統について（三木）

梁書五六卷は唐の姚思廉(?、六三七)の撰にかかる。本書の成立は唐の太宗の貞觀三年(六二九)で、構成は本紀六卷、列伝五〇卷。

梁書倭伝とは、正しくは同書卷五七・東夷伝・倭条のことである。

本伝の史料系統は②によって骨格を作成し、③を以て補充していったと思われるが、詳細は次のとおりである。

本伝の内容は前史(①②③④⑤⑥)・後史との対応上、該当項目は六五項目(細分七〇項)に分けられるが、うち③との関連を示すものは細分一八項目(修正すると二一項目)となる。その内訳は、

- (一)一致―二項目(二七、七)(修正追加一項目、八九)。
 - (二)類似―一〇項目(八、七、七、七、七、七、七、七、七、七)(修正追加一項目、九〇)。
 - (三)推定―六項目(五、六、六、六、六、六)(修正追加一項目、六四)。
- である。

②との関連を示すものは細分九項目(修正すると二七項目)となる。その内訳は

- (一)一致―一項目(四)(修正追加三項目、二六、二六、二七)。
- (二)類似―六項目(四、四、四、四、四、四)(修正追加四項目、七、三、五、五、二四)。
- (三)推定―二項目(三、三)(修正追加一〇項目、九、三、三、三、三、三、三、三、三、三)となる。

これによって明らかかなように、③・②の影響はきわめて大きい、これをさらに構文上から判断すると、②に基づいて基本を構成したことがわかる。三書の構成の一部を対比すると、表のようになる。

				一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二
⑦	③	②		41	104	64				
				42	105					
				43	106	65				
				44	107	66				
				45	108	67				
				46	115	68				
				47	116	69				

〔漢数字は項目番号、算用数字は構文順序を示す。後掲対照一覧参照〕

③は二〇を境として、②と構成を異にしている。もし⑦が③によって骨格を成したのならば、同じように二〇を境として構文の変化が起こるはずであるが、それがなく②と順序を一にしていることによって、②を基とし③によって補充したことがわかる。

したがって、①との関連を示す「一支国」(三三)の表記は、魏略に基づいたというよりも、編者の知見によって②③の「一大国」を改めたと判断できる。

さらに①②③のいずれか不明であった四項目(七、三五、五、二七)、②③のいずれか不明であった一三項目(九、三、三三、四〇、五〇、五七、六七、一〇四、一〇六、一〇八、一一〇、一一三、一一三)その他は、同じく②に基づいたと見て差支えないであろう。

なおこのほか、⑤との関連が三項目(三九、一四、一四)、⑥との関連が一項目(二五)想定されるが、内容にかなりの相違があるので、あるいは別系史料に拠ったと見る方がよいかも知れない。ただいずれにしても、それらは魏代以降の事を録した記載であり、邪馬台国問題とは直接かわからない。

本伝の新知見は一二項目(二〇、六五、六、八五、三〇、三三、三五、三六、一四、一五、一六、一七)におよぶが、おそらく当代の知識に基づいたものであろう。うち六はかなり不思議な記事であるが、先行の地誌は不明である。一五については、三

したがって、おそらく本伝の成立は、③をもってその骨格となし、②を参考程度に活用したものと見てよいであろう。

この考察を前提とすれば、①との一致の一項目(三)は偶然となり、①②(二、五)は②、①③(六、六、六、三、九)は③となる。

なお、初出四項目(充、七、二二、三四)のうち二三の「其家旧以男子為主」について見てみたい。

この典拠は②「倭国本以男子為王」、③「其国本亦以男子為王」のどちらかであるが、本伝には「亦」字を欠いているので②の可能性が強い。がそれはおくとして、②③はともに構文上、二三の倭国の乱、二三の卑弥呼擁立の前提句として、——其国(倭国⁶邪馬台国)の王がかつては男王であったことを述べたものである。それに対して本伝では、国を家、王を主と置き換えることによって、領土と主権者およびその系譜の問題を、共同体の基礎単位である家族・世帯の水準にひきおろしてしまった。これでは二三、二三の説明句としては、全く異質となったわけであるが、しかし、編者が当時の倭の社会を、男性が通有的に統制権をもつ父系性社会としてとらえたことは、女王卑弥呼擁立の特異性をきわだたせたともいえる。

このように、本伝のこの改正記事は、七世紀の編者の認識を端的に示していて興味深いが、記録そのものの史実性を問うとき、やはり問題であろう。

⑨ 隋書倭(倭)国伝

隋書八五卷は唐の魏徵(五八〇—六四三)等の撰にかかる。本書の成立は太宗の貞観一〇年(六三六)で、本来の構成は帝紀五卷、列伝五〇卷。のちに貞観一五年(六四一)に撰した五代志(梁、陳、齊、周、隋)の一〇志三〇卷

を加え、現行八五巻とした。

隋書倭国伝(倭は倭の諷体)は、正しくは同書巻八一・東夷伝・倭国条のことである。

本伝の史料系統については、晋書・梁書のグループで、南齊書をうけついでとする石原説があるが(A B)、本伝と三書の間には本末関係のないこと後述のとおりである。

本伝は前史(①⑧)との対応上、二四項目(細分二五項目)に分けられるが、④との関係が細分一二項目認められる。その内訳は、

(一)一致―ゼロ。

(二)類似―一〇項目(三、六、三、五、五、二〇、一〇、一〇七、一〇九、一一〇)。

(三)推定―二項目(七、二〇)。

となる。ほかに③との関連が二項目(修正すると四項目)となる。内訳は、

(一)類似―ゼロ(修正追加一項目、四)。

(二)推定―二項目(六、二四)(修正追加一項目、二六)である。

このように、本伝は④に基づいて骨格を作成し、わずかに③を参考にして作成されたものであって、⑥⑦⑧の影響は皆無である。初出五項目(二、三三、三三、三六、一五)は編整時の知識によるものであろう。

⑪北史倭(倭)国伝

北史一〇〇巻は唐の李延寿の撰にかかる。その生没年代は不明。本書の完成は唐の高宗(六五〇～八三、在位)の時代と推定されているが、同じ編者の筆になる南史に先行して編纂されたことは、南史に「倭国其先所出及所在事、詳

北史」とあることよって知られる。構成は本紀一二卷、列伝八八卷。

本伝は正しくは同書卷九四・四夷伝・倭国条のことである。倭字の音義にこだわる説もあるが、倭の譌体字にすぎない。

本伝の史料系統について、石原説（A B）は宋書・梁書・隋書の系統とされているようだが、その指摘は宋書ののぞいてはほぼ是認できる。しかし、「南北両史は（中略）複伝が多く、たがいに低触するものもある」との見解や、「史料価値は南史倭国伝よりひくい」（B）との評価は疑問が多い。

本伝は、前史（①～⑨）との対応上、四六項目（細分四九項目）に分けられるが、うち細分二二項目は⑨と関連する。その内訳は、

(一)一致―一〇項目（一、三、六、五、六、七、二四、二〇、二三、三三）。

(二)類似―一項目（二、三、四、五、六、二〇、二二、二九、二五、二五）。

(三)推定―一項目（三六）。

となる。さらに⑦とは細分二五項目関連するが、その内訳は、

(一)一致―一四項目（九、三、三、二七、二六、三三、三三、四、四、五、五、二二、二三、二四）。

(二)類似―八項目（一〇、四、四、一〇、一一、二七、三三、三三）。

(三)推定―三項目（七、八、二五）。

となる。

以上によって、本伝が⑦・⑨に拠って成立したことは明らかであるが、ここで不明なのは「又南千余里」(三〇)の

一句が、⑦⑨のどちらにもないことである。七から三までの一〇項目は、⑦によって構文されているので、おそらく同書から導かれたと思われるが、そうだとすれば、本伝は単に⑦⑨の記事を適当に引用して三世紀像を構成したというものではなく、正史編者としての一定の知見と判断に基づいたことを思わせる。

あらためて本伝の構成を見ると、本伝はまず⑨によって全体の骨格を成立させていることが分かる。推測の根拠は二点ある。

(1) ⑨の細分二五項目中、二二項目が本伝に採録されている。

(2) ⑨⑦の両方に該当記事があるときは、原則として⑨の記事を用いている(一、五、六、六五、七一、一〇三、一〇三、一〇四、一〇九、一一〇)。

また⑨⑦の両書の記事を併録した例が二例あるのも、これは重複しているというよりも意図的にそうした配慮を示したようである。

例示すると、

(1) 又南水行十日陸行一月、至邪馬臺国、即倭王所都。居於邪摩堆、則魏志所謂邪馬臺者也(四九)。

(2) 靈帝光和中、其国乱、遞相攻伐歷年無主、有女子名卑弥呼、国人共立為王(二〇三)。

がそれであるが、まず(1)について見ると(イ)は、⑦⑦は倭王としている(ロ)から、(ロ)は⑨から採っている。その意図は、⑨の(ロ)の前提として⑦の(イ)を補足したと考えるよと思う。(2)のうち、(ロ)は⑨を採録し、(ハ)は一部省略して⑨をおそい、(イ)は⑨の「桓靈之間、其国大乱」の一句を捨て、⑦の「漢靈帝光和中、倭国乱」から採っている。

前述のように、両書に関連記事がある場合、⑨を主とする本伝の編纂方針とは明らかに異質であるが、それゆえに、本伝が単純に機械的操作によって編整されたものでないことを物語っているともいえるのである。

⑪南史倭国伝

南史八〇卷は唐の李延寿の撰にかかる。その生没年代は不明。本書の成立は唐の高宗（六五〇～八三、在位）の時代と推定されている。構成は本紀一〇卷、列伝七〇卷。

南史倭国伝は、正しくは同書卷七九・夷貊伝下・倭国条のことである。

本伝の史料系統については、宋書・梁書・隋書の系統と石原氏は述べられているようだが（A B）、隋書をのぞいてはその通りである。

本伝は前史（①～⑩）との対応上、四一項目に分けられるが、うち⑦との関連は二六項目認められる。その内訳は、
（一）一致―一四項目（五、五、六、七、七、八、八、九、九、五、三六、二六、三〇）。

（二）類似―一〇項目（七、九、九、九、二九、三五、一四、一五、一五、一五七）となる。

さらに⑤との関連は一四項目（修正すると一五項目）認められる。内訳は、

（一）一致―二項目（二四、二四）（修正追加一項目、一）。

（二）類似―一二項目（二七、二六、二九、二四、二四、二五、二六、二七、二八、二五、二五、二五）である。

これによって、本伝が⑤⑦に拠ったことは明白である。

ところで、編者は北史と同一筆者であるが、⑩と照応して本伝の構成を見ると、とても興味深いことが分かる。

前述のように、⑩が⑦をおそつた個所は⑦の六五項目（細分七〇）中、細分二五項目であり、あとは採録もれとなったわけであるが、本伝は、⑩が採り残した四〇項目中に採録的をしぼり、それから二六項目を選んで本伝の三世紀像を構成している。したがって魏代の状況を写した個所で、⑩と重複する個所が三項目にのぼったが（全体でも三項目）、うち一項目（一）は⑤から採録し、残る二項目（五、七）は⑦から採ったものである。⑩はこの該当項目を、いずれも⑨から採録しているので、⑩と⑪は史料系統のうえからみれば、まったく重複はしていないことが分かる。

それにしても、同じ三世紀像を描くのに、一方は⑨を基にして成文し、一方は史料系統も価値も異なる⑦に拠るといふのは、一見解しがたいようにも思えるが、三項目の事項上の重複をも含めて、なぜそうした事情が起こったのであろうか。

もとより確かなことは分からないが、おそらく、次のように推測することはゆるされるであろう。

⑩の編集にさいし、編者は⑨を骨格として構成し、ついで⑦によって補足し、さらに両書記事の一部を補完したことは前に述べたが、全体としては、⑦の記載をかなり無視することになったわけであるが、それは編者にとって、⑦が⑨よりその史的価値において劣るということであつたわけではなく、スペースの制約上・全体とのバランス上の結果として生じたのであろう。編者が⑦を評価していたであろうことは、⑩においてたとえ二項目であろうと、⑦をもって⑨を補正していることによつてうかがえる。⑦へのなみなみならない関心と評価が⑪の記述となり、うち二項目の项目的重複を生じさせたのであろう。六五、七の記載が、ともに⑩の該当記事に比して詳しいこともこの考

察の支えとなる。

くりかえすが、⑩⑪の両伝は、「複伝」「抵触」(石原説B)というのではなく、意図的に截然と採録されたものであり、両伝はまさしく補完し合うものである。

なお、蛇足的にいま一つ石原B説の錯誤にふれておこう。氏は文身国(二五)、大漢国(二五)の記事を、本伝をもって初出とされているが、初出は⑦であり、本伝はそれをおそつたものである。

△註▽

- (1) 伊藤徳男「魏略の製作年代に就いて」(『歴史学研究』四一一)。
- (2) 山尾幸久「魏志倭人伝の史料批判」(『立命館文学』二六〇)。同『魏志倭人伝』四六一―五九頁(講談社現代新書)。
- (3) 三品彰英『邪馬台国研究総覧』八頁(創元社)。
- (4) 拙稿「『太平御覧』所引「魏志倭国伝」について」(『日本歴史』三四九)。同『魏志倭人伝』一〇の知識」(『歴史読本』二二―一〇)で、大乱説を用いることの不当性を指摘しておいた。
- (5) 三上次男『古代東北アジア史研究』四七一―八〇頁(吉川弘文館)。
- (6) この考察の根拠については、註(4)前稿でふれておいたが、その後、魏志倭人伝の王権にかかわる用語を検討したところ、卑弥呼が親魏倭王に叙された景初三年十二月を境として、その前後の用法が変化したことが明らかになった。その詳細は「魏志倭人伝の用語の検討」として発表する予定であるが、本文の倭国の使用時点は親魏倭王以前の用法であるから、倭国Ⅱ女王国Ⅱ邪馬台国の結論にかわりはない。

三 対照史書一覧

二節①～⑪までの対応関係を、あたうかぎりの紙数をもって検討してきたが、その根拠となった各倭伝の対照一覧を一括して掲げておく。

対照史書一覧

〔注〕各史料の右肩の番号123…などは、すべて構成順序を示す。②③の括弧（ ）は、①に対する構文の移動を示す。

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(一)	倭 ¹	倭國 ¹	倭人 ¹	倭 ¹	倭國 ¹	倭國 ¹	倭人 ¹	倭人 ¹	倭國 ¹	倭國 ¹	倭國 ¹
(二)	在帶方東 ²	在帶方東 ²	在帶方東 ²	在韓東南 ²	在高驪東 ²	在帶方東 ²	倭人 ¹	在帶方東 ²	倭國 ¹	倭國 ¹	倭國 ¹
	南大海中	南大海中	南大海之	大海中	南大海中	南大海島		南大海中	羅東南水	羅東南水	其先所出
			中			中			陸三千里	陸三千里	及所在事
									於大海之	於大海中	詳北史
(三)	依山島爲 ³	依山島爲 ³	依山島爲 ³	依山島爲 ³				國	依山島而 ³	依山島而 ³	
								居	中		
									居		
(四)	度海千里 ⁴	舊國 ⁷⁷	國邑 ¹⁰⁹	居 ⁴⁷					居		
		(其倭國之)	(女王國)	自女王國							

(九)	到物肥饗 ⁷	到其北岸 ⁸	到其北岸 ⁸	去其西北 ⁹	復有國皆	東渡海千	東渡海千	東渡海千	東度海千
(八)	曆韓國 ⁶ 水行	歷韓國從 ⁷ 行	歷韓國 ⁷ 行	歷韓國 ⁷ 行	倭種	里復有國	餘里復有	餘里至拘	
(七)	從帶方至 ⁵ 倭循海岸	從帶方至 ⁶ 倭循海岸	從郡至倭 ⁶ 循海岸水	從帶方至 ⁶ 倭循海水	皆倭種也	國皆倭種	奴國雖皆		
(六)	十國	所通其三	通三十國	漢者三十	見者	見者	朝鮮	使驛通於	
(五)	百餘小國 ⁴	漢時有朝	漢時有朝	自武帝滅	屬女王	倭種而不			
	舊百餘國 ⁴	凡百餘國 ⁴							
	至魏時有 ⁸	魏時譯通 ⁴	魏時譯通 ⁴	魏時譯通 ⁴					
	好	中國三十	中國三十	中國三十					
	餘國	餘國	餘國	餘國					
	計從帶方 ¹⁴	至倭國循	海水行 ¹⁵	歷朝鮮國 ¹⁵					
	東 ⁸	東 ⁸	東 ⁸	東 ⁸					
	七千餘里 ⁸	七千餘里 ⁸	七千餘里 ⁸	七千餘里 ⁸					
	七千餘里 ¹⁶	七千餘里 ¹⁶	七千餘里 ¹⁶	七千餘里 ¹⁶					

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(十)	始度 ⁸ 一海 千餘里	至對馬國 ⁹	至對馬國 ⁹	至對海國 ¹⁰ (馬)	始度 ⁹ 一海 千餘里	①魏略 ②御覽魏志 ③魏志 ④後漢書 ⑤宋書 ⑥南齊書 ⑦梁書 ⑧晉書 ⑨隋書 ⑩北史 ⑪南史
(十一)	至對馬國 ⁹	至對馬國 ⁹	至對馬國 ⁹	至對海國 ¹⁰ (馬)	始度 ⁹ 一海 海闊千餘里	
(十二)	其大官曰 ¹⁰ 卑拘副曰	大官曰卑 ¹¹ 狗副曰卑	其大官曰 ¹¹ 卑狗副曰	其大官曰 ¹¹ 卑狗副曰		
(十三)	卑奴	奴母離 ¹² 所居絶島	卑奴母離 ¹² 所居絶島	卑奴母離 ¹² 所居絶島		
(十四)		方四百餘里 ¹³ 地多山林	方四百餘里 ¹³ 地多山林	方四百餘里 ¹³ 地多山林		
(十五)		多深林 ¹⁴ 道路如禽	多深林 ¹⁴ 道路如禽	多深林 ¹⁴ 道路如禽		

(二十六)	無良田 ¹¹	(后千余里) ¹⁰	鹿徑 ¹⁵	有千餘戶 ¹⁵
(十七)	無良田 ¹¹	無良田 ¹⁴	無良田 ¹⁶	無良田 ⁵
(十八)	食海物自 ¹⁵	食海物自 ¹⁵	食海物自 ¹⁷	食海物 ⁶
(十九)	南北布糴 ¹²	活 ¹⁶	乘船南北 ¹⁸	活 ¹⁸
(二十)	南度海 ³	又南渡一 ⁷	市糴 ¹⁹	又南渡一 ¹⁸
(二十一)	海一千里 ¹⁸	名曰瀚海 ¹⁸	海千餘里 ²⁰	里 ²⁰
(二十二)	至一支國 ¹⁴	至一大國 ¹⁹	至一大國 ²¹	至一支國 ²¹
(二十三)	置官至對 ¹⁵	置官與對 ²⁰	官亦曰卑 ²²	置官至對 ¹¹
(二十四)	同 ⁶	馬同 ¹	狗副曰卑 ²³	奴母離 ¹⁰
(二十五)	里 ²²	多竹木叢 ²²	多竹木叢 ²⁴	方可三百 ²³

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(五十二)

彌奴國次
有好古都
國次有不
呼國次有
姐奴國次
有對蘇國
次有蘇奴
國次有呼
邑國次有
華奴蘇奴
國次有鬼
國次有爲
吾國次有
鬼奴國次
有邪馬國
次有躬臣
國次有巴

中国正史倭(倭国・倭人) 伝の史料系統について(三木)

(五十一)	①魏 略	②御覽魏志	③魏 志	④後漢書	⑤宋 書	⑥南齊書	⑦梁 書	⑧晉 書	⑨隋 書	⑩北 史	⑪南 史
(五十二)	女 ²⁷ 王之南 又有狗奴	女 ⁴⁹ 王之南 又有狗奴	此女 ⁵² 王境 次有奴國 有烏奴國 支惟國次 利國次有	界所盡 其南有狗 （四參照）	倭國 ³⁷ 之極 <small>（中略部分）</small>						
(五十三)	女 ²⁸ 男子爲 國	男子爲王 國	其南有狗 奴國	南界也							
(五十四)	王 其官曰拘	其官曰拘	古智卑狗 其官有狗								
(五十五)	右智卑狗 不屬女王 也	石智卑狗 者不屬女 王也	古智卑狗 不屬女王								
(五十六)	自帶 ³⁰ 方至	自帶 ⁵² 方至	自郡 ⁵⁶ 至女	樂浪郡 ⁸ 徼							
			去帶 ⁴ 方萬								
			古 ⁹ 云去樂								
			又 ⁹ 云去樂								

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(六十)	昔夏后小 康之子封 於會稽斷 髮文身以 避蛟龍之		夏后小康 之子封於 會稽斷髮 文身以避 蛟龍之害	武賜以印 綬安帝永 初元年倭 國王帥升 等獻生口 百六十人 願請見				昔夏小康 ¹³ 之子封于 會稽斷髮 文身以避 蛟龍之害			
(六十一)	吾 ³⁴ 今倭人		今倭水人 ⁶⁰ 好沉沒捕 魚蛤					今倭人好 ¹⁴ 沉沒取魚			

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(七十二)			倭地溫暖 ⁷¹	土氣溫暖 ¹⁵			地溫暖 ²⁶	其地溫暖 ¹⁹			地氣溫暖 ⁹
			冬夏食生菜	冬夏生菜							
			菜	茹							
(七十三)			皆徒跣 ⁷²	俗皆徒跣 ²⁶			徒跣 ¹⁸				
			有屋室父 ⁷³	有城柵屋 ²³			有屋宇父 ²⁴				
			母兄弟卧	室父母兄			母兄弟卧				
			息異處	弟異處			息異處				
(七十五)			以朱丹塗 ⁷⁴	竝以丹朱 ²²							
			其身體如	扮身如中							
			中國用粉	國之用粉							
			也	也							
(七十六)			食飲用籩 ⁷⁵	食飲以手 ²⁵			食飲用籩 ²⁸	食飲用俎 ²⁵			食飲用籩 ¹¹
			豆手食	而用籩豆			豆	豆(嫁聚)			豆
								不持錢帛			
								以衣迎之			

(七十七)

其死有棺⁷⁶

無槨封土

作家

(七十八)

始死停喪⁷⁷

其死停喪³³

十餘日當

十餘日家

時不食肉

人哭泣不

喪主哭泣

進酒食而

他人就歌

等類就歌

舞飲酒

舞爲樂

(七十九)

已葬⁷⁸舉家

詣水中澡

浴以如練

沐

其行來渡⁷⁹

行來度海³⁵

海詣中國

令一人不

恆使一人

櫛沐不食

不梳頭不

肉不近婦

(八十)

其死有棺²⁹

無槨封土

作家

死有棺无²⁶

槨封土爲

冢

初喪哭泣

不食肉

已葬²⁸舉家

入水澡浴

自潔以除

不祥

其死有棺¹²

無槨封土

作家

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(八十二)			去蟻虱衣 服垢汚不 衰	人名曰持							
			食肉不近 婦人如喪 人名之爲 持衰								
			若行名吉 ⁸⁰ 善共顧其 生口財物	若在塗吉 ³⁶ 利則雇以 財物如病							
			若有疾病 遭暴害便 欲殺之謂 其持衰不	疾遭害以 爲持衰不 謹便共殺 之							
			謹 ⁸¹ 出眞珠青	玉							
			玉	出白珠青 ¹³							
			珠青玉	出黑雉眞 ²³							
			珠青玉	出黑雉眞 ⁶							

(八十三)	其山有丹 ⁸² 其山有丹 ¹⁴
(八十四)	其木有栲 ⁸³ 杼豫樟榘
(八十五)	欂投櫃烏 號楓香其 竹篠簳桃 支 ⁸⁴ 有薑橘椒
(八十六)	藁荷不知 以爲滋味 有彌猴黑 ⁸⁵
(八十七)	雉 ⁸⁶ 其俗舉事 ³⁴ 灼骨以下 行來有所 用決吉凶 云爲輒灼 骨而卜以 占吉凶先
	倭國大事 ³⁶ 輒灼骨以 卜先令如 中洲令龜 視拆占吉
	有薑桂橘 ²² 椒蘇
	(八十一参照)
	其舉大事 ²⁹ 輒灼骨以 占吉凶
	有薑桂橘 ⁵ 椒蘇
	(八十二参照)

(九十二)	敬但搏手 以當跪拜 其人壽考 ⁹⁰ 或百年或 八九十年 其俗國大 ⁹¹ 人皆四五 婦下戶或 二三婦	多壽考至 ²⁹ 百餘歲者 甚衆 國多女子 ³⁰ 大人皆有 四五妻其 餘或兩或	三	婦人不淫 ⁹² 不妒忌不 盜竊少諍	不淫 不妒又俗 不盜竊少 爭訟	其犯法輕 ⁹³ 者沒其妻 子重者滅	者滅其門 其妻子重
(九十四)	多壽考多 ³² 至八九十 或至百歲 其俗女多 ³³ 男少貴者 至四五妻 賤者猶兩 三妻	人多壽百 ³¹ 年或八九 十 國多婦女 ³²	三妻	婦人無淫 ³⁴ 妒無盜竊 少諍訟	不淫不妒 ³³ 无爭訟	若犯法輕 ³⁵ 者沒其妻 子重則滅	犯輕罪者 ³⁴ 沒其妻孥 重者族滅
(九十三)	多壽考或 ¹⁵ 至八九十 或至百歲 其俗女多 ¹⁶ 男少貴者 至四五妻 賤者猶至 兩三妻		兩三妻	婦人不淫 ¹⁷ 妒無盜竊 少諍訟		若犯法輕 ¹⁸ 者沒其妻 子重則滅	
(九十五)							

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(九十九)

(九十八)

或蹲或跪
傳辭說事⁵⁷

草⁵⁶

或蹲或跪
傳事說事⁹⁷

草

路遂巡入

人相逢道

下戶與大⁹⁶

得差錯

詣女王不

賜遺之物

傳送文書

臨津搜露

使倭國皆

韓國及郡

帶方郡諸

使詣京都

刺史王遣

國中有如

恭敬
以蹲踞爲²⁷

	①魏	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百)	兩手據地	兩手據地	兩手據地								
(百)	謂之恭敬	爲之恭敬	爲之恭敬								
(百)	其呼應聲	對應聲曰	對應聲曰								
(百)	曰噫噫	噫	噫								
(百)	如然諾矣	比如然諾	比如然諾								
(百)	倭國本以	其國本亦	其國本亦					其家舊以			
(百)	男子爲王	以男子爲	以男子爲					男子爲主			
(百)	漢靈帝光	住七八十	住七八十	桓靈間倭					桓靈之間	靈帝光	
(百)	和中倭國	年倭國亂	年倭國亂	國大亂更					其國大亂	中其國亂	
(百)	亂相攻伐	相攻伐歷	相攻伐歷	相攻伐歷					遞相攻伐	遞相攻伐	
(百)	無定	年	年	年無主					歷年無主	歷年無主	
(百)	乃立一女	乃共立一	乃共立一	有一女子					有女子名	有女子名	
(百)	子爲王名	女子爲王	女子爲王	名曰卑彌					卑彌呼	卑彌呼	
(百)	卑彌呼	名曰卑彌	名曰卑彌	於共立					於共立	國人共立	
						史	故國人立		共立爲王	爲王	
						俗已見前	呼爲王	卑彌呼	於共立	國人共立	
						立女王土	女子卑彌	爲王名曰	卑彌呼	卑彌呼	
						漢末以來	乃共立一	乃立女子	有女子名	有女子名	
						歷年	亂相攻伐	定	遞相攻伐	遞相攻伐	
						漢靈帝光	和中倭國	亂攻伐不	其國大亂	中其國亂	
						漢末倭人	漢靈帝光	漢末倭人	其國大亂	中其國亂	

	(百九)	(百八)	(百七)	(百六)	(百五)	(百四)
食傳辭出	一人給飲	唯有男子 ⁶⁶	自侍	以婢千人 ⁶⁵	治國	有男弟佐 ⁶⁴ 壻
食傳辭出	一人給飲	唯有男子 ¹⁰⁷	自侍	以婢千人 ¹⁰⁶ 者	來少有見	自爲王以 ¹⁰⁵
食傳辭語	一人給飲	唯有男子 ⁴⁵	侍婢千人 ⁴³	少有見者 ⁴⁴		年長不嫁 ⁴⁰ 衆
						能 ⁴¹ 以妖惑 爲王
						事鬼道能 ⁶²
						惑衆
						自謂年已 ⁶³
						長大無夫
						無夫壻
						年已長大 ¹⁰³
						有男弟佐 ¹⁰⁴
						治國
						有男弟佐 ⁴¹
						治國
						自爲王少 ⁴²
						有見者
						以婢千人 ⁴³
						自侍
						唯使一男 ⁴⁴
						子出入傳
						教令
						彌呼無夫 ³⁸
						壻
						有男弟佐 ¹⁷
						卑彌理國
						罕有見其 ¹⁹
						面者
						其王有侍 ¹⁸
						婢千人
						唯有男子 ²⁰
						二人給王
						飲食通傳
						無夫 ³⁵
						惑衆
						能以鬼道 ¹⁵
						惑衆
						能以鬼道 ³³
						有二男子 ³⁶
						給王飲食
						通傳言語

(百十五)

班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	難升米致 ⁷²	送詣京師
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	其年十二 ¹¹⁹	遣吏將送
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	牛利奉汝	詣京都
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	次使都市	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	夫難升米	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	使送汝大	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	守劉夏遣	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	呼帶方太	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	倭王卑彌	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	制詔親魏	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	倭女王曰	
班布二匹	生口六人	口四人女	所獻男生	月詔書報	

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

升米牛利
涉遠道路
勤勞今以
難升米爲
率善中郎
將牛利爲
率善校尉
假銀印青
綬引見勞
賜遣還
今以絳地
交龍錦五
匹絳地縵
粟芻十張
舊絳五十
匹紺青五
十匹答汝

中国正史倭(倭国・倭人) 伝の史料系統について(三木)

	①魏	略
	②御覽魏志	
所獻貢直	③魏志	
又特賜汝	④後漢書	
紺地句文	⑤宋書	
錦三匹細	⑥南齊書	
班華蜀五	⑦梁書	
張白絹五	⑧晉書	
十匹金八	⑨隋書	
兩五尺刀	⑩北史	
二口銅鏡	⑪南史	
百枚真珠		
鈇丹各五		
十斤皆裝		
封付難升		
米牛利還		
到錄受		
悉可以示		

(百十八)

汝國中人
使知國家
哀汝故鄭
重賜汝好
物也
正始¹²²元年
太守弓遵
遣建中校
尉梯儁等
奉詔書印
綬詣倭國
拜假倭王
并齋詔賜
金帛錦罽
刀鏡采物
倭王因使
上表答謝

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(百十九)

①魏 略 ②御覽魏志 ③魏 志 ④後漢書 ⑤宋 書 ⑥南齊書 ⑦梁 書 ⑧晉 書 ⑨隋 書 ⑩北 史 ⑪南 史

其¹²³四年倭 詔恩

王復遣使

大夫伊聲

耆掖邪狗

等八人上

獻生口倭

錦絳青縑

緜衣帛布

丹木狝短

弓矢

掖邪狗等

壹拜率善

中郎將印

綬

其¹²⁴六年詔

(百二十)

(百
二十一)

賜倭難升
米黃幢付
郡假綬¹²⁵
其八年太
守王頎到
官倭女王
卑彌呼與
狗奴國男
王卑彌弓
呼素不和
遣倭載斯
烏越等詣
郡說相攻
擊狀
遣塞曹掾
史張政等
因齎詔書

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百二十三)		女王死大	女王死大	死大作冢	死		彌死			彌呼死	
(百二十三)	者百餘人	徑百餘步	徇葬者奴								
(百二十三)	更立男王	婢百餘人	更立男王		更立男王		更立男王			更立男王	
(百二十三)	國中不伏	國中不服	國中不服		國中不服		國中不服			國中不服	
(百二十三)	更相殺數	更相誅殺	更相誅殺		更相誅殺		更相誅殺			更相誅殺	
(百二十三)	千人	當時殺千	當時殺千								
(百二十三)	於是復更	復立卑彌	復立卑彌		復立卑彌		復立卑彌			復立卑彌	
(百二十三)	立卑彌呼	呼宗女壹	呼宗女壹		呼宗女壹		呼宗女壹			呼宗女壹	
(百二十三)	宗女壹舉	與年十三	與年十三		與爲王		與爲王			與爲王	

(百二十五)

年十三爲	爲王國中
王國中遂	遂定
定	
政等 ¹²⁹ 以檄	
告諭壹與	
壹與遣倭	
大夫率善	
中郎將掖	
邪狗等二	
十人送政	
等還因詣	
臺獻上男	
女生口三	
十人貢白	
珠五千孔	
青大句珠	
二枚異文	

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑥宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百二五)	倭南有侏儒國	又有朱中	又有侏儒	至朱儒國			其南有侏儒國				其南有侏儒國
(百二六)	其人長三四尺	人長三四尺	人長三四尺	人長三四尺			人長三四尺				人長四尺
(百二六)	去女王國四千餘里	去倭國四千餘里	去女王國四千餘里	南四千餘里			去倭四千餘里				去倭四千餘里
(百二五)		又有裸國	又有裸國	自朱儒東			又南黑齒國				又南有黑齒國
		在其南	在其東南	南行船一年至裸國			船行可一年至				齒國裸國船行可一年至
		行可一年	船行一年	黑齒國使							
		至	可至	驛所傳極於此矣							

(百三十)

(百三十一)

會稽海外⁵²
 有東鯤人
 分爲二十
 餘國又有
 夷洲及澶
 洲傳言秦
 始皇遣方
 士徐福將
 童男女數
 千人入海

又西南萬⁶⁵
 里有海人
 身黑眼白
 裸而醜其
 肉美行者
 或射而食
 之

又西南萬⁴¹
 里有海人
 身黑眼白
 裸而醜其
 肉美行者
 或射而食
 之

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(百三)

①魏 略 ②御覽魏志 ③魏 志 ④後漢書 ⑤宋 書 ⑥南齊書 ⑦梁 書 ⑧晉 書 ⑨隋 書 ⑩北 史 ⑪南 史

求蓬萊神
仙不得徐
福畏誅不
敢還遂止
此洲世世
相承有數
萬家人民
時至會稽
市會稽東
治縣人有
入海行遭
風流移至
澶洲者所
在絶遠不
可往來

(百三)

夷人不知⁶

夷人不知⁶

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百三六)					高祖永初二年詔曰倭讚萬里修貢遠誠宜甄可賜除授						
(百三七)					高祖永初二年詔曰倭讚萬里修貢遠誠宜甄可賜除授				自魏至于齊梁代與中國相通	江在歷晉宋齊梁朝聘不絕及平陳至	
					太祖元嘉二年讚又遣司馬曹達奉表獻方物						文帝元嘉二年讚又遣司馬曹達奉表獻方物

(百三九)

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

平西征虜	等十三人	除正倭隋	王珍又求	將軍倭國	詔除安東	表求除正	軍倭國王	安東大將	國諸軍事	韓慕韓六	羅任那秦	倭百濟新	持節都督	獻自稱使	立遣使貢	讚死弟珍 ⁶
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------------------

彌 贊死立弟⁵⁴

八一

平西征虜	等十三人	除正倭洧	王珍又求	將軍倭國	詔除安東	表求除正	軍倭國王	安東大將	國諸軍事	韓慕韓六	羅任那秦	倭百濟新	持節都督	獻自稱使	立遣使貢	讚死弟珍 ²²
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------------------

(百四三)

韓六國諸	軍事安東	將軍如故	并除所上	二十三人	軍郡	濟死世子 ⁹	興遣使貢	獻世祖大	明六年詔	曰倭王世	子興奕世	載忠作藩	外海稟化	寧境恭修	貢職新嗣	邊業宜授
------	------	------	------	------	----	-------------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

濟死立子 ⁵⁶	與
--------------------	---

韓六國諸	軍事安東	將軍如故	并除所上	二十三人	職	濟死世子 ²⁵	興遣使貢	獻孝武大	明六年詔	授興安東	將軍倭國	王
------	------	------	------	------	---	--------------------	------	------	------	------	------	---

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
(百四十四)					東將軍倭 國王		與死立弟 ⁵⁷ 武				與死弟武 ²⁶ 立自稱使 持節都督 倭百濟新 羅任那加 羅秦韓慕 韓七國諸 軍事安東 大將軍倭 國王
(百四十五)					上表封 二年遣使 順帝昇明 ¹¹ 國王						上表言 二年遣使 順帝昇明 ²⁷ 國王

(百四十六)

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

國偏遠作
藩于外¹²
自昔祖禰
躬擐甲胄
跋涉山川
不遑寧處
東征毛人
五十五國
西服衆夷
六十六國
渡平海北
九十五國
王道融泰
廓土遐畿
累葉朝宗
不愆于歲
臣雖下愚

八五

自昔祖禰²⁸
躬擐甲胄
跋涉山川
不遑寧處
東征毛人
五十五國
西服衆夷
六十六國
陵平海北
九十五國
王道融泰
廓土遐畿
累葉朝宗
不愆于歲

		①魏
		略②御覽魏志
		③魏志
		④後漢書
(百四六)	忝胤先緒 驅率所統 歸崇天極 道遙 ¹³	⑤宋書
	百濟裝治 船舫而句 麗無道圖 欲見吞掠 抄邊隸虔 劉不已每 致稽滯以 失良風雖 日進路或 通或不	⑥南齊書
		⑦梁書
		⑧晉書
		⑨隋書
		⑩北史
(百四九)	道遙 ²⁹ 百濟裝飾 船舫而句 麗無道圖 欲見吞	⑪南史
	臣亡考濟 ³⁰ 實忿寇讎 ¹⁵ 臣亡考濟 ¹⁴	

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

(百 辛)

(百 壬)

(百 壬)

壅寒天路

控弦百萬

義聲感激

方¹⁶欲大舉

奄喪父兄

使垂成之

功不獲一

箕居在諒

聞不動兵

甲是以偃

息未捷至

今¹⁷欲練甲

治兵申父

兄之志

義士虎賁¹⁸

文武效功

白刃交前

方³¹欲大舉

奄喪父兄

使垂成之

功不獲一

箕

今³²欲練兵

申父兄之

志

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史	
(百五三)					亦所不顧 若以帝德 覆載摧此 疆敵克靖 方難無替 前功 ¹⁹ 竊自假開 府義同三 司其餘咸 假授以勸 忠節詔除 武使持節 都督倭新 羅任那加 羅秦韓慕 韓六國諸							竊 ³³ 自假開 府儀同三 司其餘咸 各假授以 勸忠節詔 除武使持 節都督倭 新羅任那 秦韓慕韓 六國諸軍

(百五十六)

	①魏略	②御覽魏志	③魏志	④後漢書	⑤宋書	⑥南齊書	⑦梁書	⑧晉書	⑨隋書	⑩北史	⑪南史
							文身國在 ⁶⁶				文身國在 ⁴²
							倭國東北				倭東北七
							七千餘里				千餘里人
							人體有文				體有文如
							如獸其額				獸其額上
							上有三文				有三文文
							文直者貴				直者貴文
							文小者賤				小者賤土
							土俗歡樂				俗歡樂物
							物豐而賤				豐而賤行
							行客不齋				客不齋糧
							糧有屋宇				有屋宇無
							無城郭其				城郭國王
							王所居飾				所居飾以
							以金銀珍				金銀珍麗

(百五七)

中国正史倭(倭国・倭人)伝の史料系統について(三木)

麗繞屋爲	溷廣一丈	實以水銀	雨則流于	水銀之上	市用珍寶	犯輕罪者	則鞭杖犯	死罪則置	猛獸食之	有枉則猛	獸避而不	食經宿則	赦之	大漢國在 ⁶⁷	文身國東	五千餘里
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	--------------------	------	------

繞屋爲溷	廣一丈實	以水銀雨	則流于水	銀之上市	用珍寶犯	輕罪者則	鞭杖犯死	罪則置猛	獸食之有	枉則獸避	而不食經	宿則赦之		大漢國在 ⁴³	文身國東	五千餘里
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--	--------------------	------	------

爲弟天未	爲弟天明
明時出聽	時出聽政
政跣坐	跣坐日
日出便停	出便停理
理務云委	務云委我
我弟高祖	弟文帝曰
曰此太無	此太無義
義理於是	理於是訓
訓令改之	令改之王
王妻號雞	妻姓雞(
彌後宮有	三子欠)有
女六七百	女六七百
人名太子	人名太子
爲利歌彌	爲利歌彌
多弗利無	多弗利無
城郭内官	城郭内官
有十二等	有十二等

ば、その方法は、木を見て森を見ない感がないでもない。部分的な研究の成果をもって、安易に全体の成果を否定したり、あるいは一面の仮説と安易に短絡させたりする多くの傾向は、かならずしも望ましい在り方とは思われない。ちようど今も、『トンカラ・リンと狗奴国の謎』という書名を新聞広告で見た。それによると、この書は「古代史研究に言語学的方法論を導入」したもので、結局、肥の国の前身が狗奴国であることを推定したものらしいが、なぜこのように結論を急ぐのか筆者にはどうしても分からぬ。言語学的方法を導入することは正しくても、それによって狗奴国の位置が説明できるというものではないのである。

筆者は、今回の一連の作業をもって、倭伝研究の叩き台として提示するものである。これまでの文献批判の方法は、異本間の異同を論ずることに終始し、その影響関係、本末関係を論ずる視角は必ずしも十分ではなかった。そのために、各倭伝をときに無差別に援用し、ときに無視するなどの恣意的な方法がとられてきた。そのために、同系史料の補完性も失われ、あるいは誤解、混乱を余儀なくさせられてきたといえる。

拙稿が正しく批判されることを希つておく。